

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月14日

【中間会計期間】 第61期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 日本電子株式会社

【英訳名】 JEOL Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 原 田 嘉 晏

【本店の所在の場所】 東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号

【電話番号】 (042)542-2124

【事務連絡者氏名】 経理部長 高 橋 充

【最寄りの連絡場所】 東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号

【電話番号】 (042)542-2124

【事務連絡者氏名】 経理部長 高 橋 充

【縦覧に供する場所】 日本電子株式会社東京事務所
(東京都立川市曙町二丁目8番3号 新鈴春ビル6階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第59期中	第60期中	第61期中	第59期	第60期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	39,400	46,905	44,573	93,291	101,776
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	△484	2,252	756	1,913	5,183
中間(当期)純利益又は 中間純損失(△) (百万円)	△496	1,189	△427	1,288	2,815
純資産額 (百万円)	27,484	31,081	31,704	29,752	32,684
総資産額 (百万円)	94,310	106,020	105,360	103,940	111,195
1株当たり純資産額 (円)	346.53	388.60	397.94	375.14	409.19
1株当たり 中間(当期)純利益又は 中間純損失(△) (円)	△6.26	15.00	△5.39	16.25	35.50
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	13.44	—	15.06	31.83
自己資本比率 (%)	29.1	29.1	30.0	28.6	29.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△144	4,081	△3,069	2,146	7,341
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△189	△1,270	△1,578	△2,237	△4,400
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	150	△580	439	3,669	△66
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	8,098	14,270	10,908	11,976	15,091
従業員数 (人)	3,001	3,005	3,056	3,020	3,014

(注) 1 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。

2 第60期中間連結会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 第59期中間連結会計期間及び第61期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第59期中	第60期中	第61期中	第59期	第60期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	26,193	31,904	30,177	65,888	70,422
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	△68	1,904	237	1,420	4,128
中間(当期)純利益 (百万円)	252	1,381	397	1,209	2,566
資本金 (百万円)	6,740	6,740	6,740	6,740	6,740
発行済株式総数 (千株)	79,365	79,365	79,365	79,365	79,365
純資産額 (百万円)	26,519	28,982	29,804	27,812	29,903
総資産額 (百万円)	75,437	83,206	83,572	81,137	85,654
1株当たり配当額 (円)	2.50	3.50	5.00	5.00	10.00
自己資本比率 (%)	35.2	34.8	35.7	34.3	34.9
従業員数 (人)	1,401	1,372	1,350	1,347	1,353

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第60期中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

(1) 合併

当社の100%出資子会社であるさつき工業(株)とたちばな電子(株)は、平成19年7月1日付をもって、さつき工業(株)を存続会社とし、たちばな電子(株)を消滅会社とする吸収合併方式で合併し、日本電子ファインテック(株)となっております。

(2) 除外

当中間連結会計期間において連結子会社であった(株)日本レーザーは、当社が保有する株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
理科学機器	1,378
産業機器	1,364
全社(共通)	314
合計	3,056

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。)であります。
- 2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	1,350
---------	-------

- (注) 従業員数は就業人員(当社からの出向者を除き、当社への出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。)であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、原油価格の高騰などの不安要素があったものの企業収益の改善や、設備投資の増加などにより、景気は拡大基調で推移しました。

世界経済につきましては、米国では信用力の低い個人向け住宅融資（サブプライムローン）問題で減速気味となる一方、欧州、アジアでは景気の拡大傾向が続きました。

当社グループの関連する理科学機器や産業機器の市場におきましては、電機、化学、一般機械業界などの設備投資、研究開発投資に増加の動きが見られましたが、半導体関連の設備投資は低調に推移しました。

このような状況下、当社グループは、中期経営計画「ACTION 60」（平成19年度～平成21年度）の基本方針として技術戦略、生産戦略、営業・サービス戦略を中心に据え、企業価値の向上および経営基盤の強化を図るとともに、受注・売上の確保に努めました。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は44,573百万円（前年同期比5.0%減）となりました。

損益面におきましては、営業利益は880百万円（前年同期比59.9%減）、経常利益は756百万円（前年同期比66.4%減）、中間純損失は427百万円（前年中間純利益1,189百万円）となりました。

当社は、「理科学機器」と「産業機器」の2つのセグメントにより事業を行っております。これまで、走査電子顕微鏡(SEM)は、「理科学機器」のセグメントに含めておりましたが、同製品の市場が、品質管理や半導体などの産業分野が中心となってまいりましたので、当期より「産業機器」のセグメントへ変更いたしました。また、中期経営計画「ACTION 60」では、重点戦略の一つに「走査電子顕微鏡(SEM)技術融合による半導体事業の強化」を掲げ、新たに計測検査機器本部を設置し、市場対応型の事業強化を行ってまいります。

事業の種類別セグメントの業績は、次の通りであります。

① 理科学機器

透過電子顕微鏡は、最先端分野での研究開発をはじめとして、材料開発、医学・生物学の基礎研究から品質管理などの幅広い分野で需要に応え、売上を伸ばしました。

分析機器は、核磁気共鳴装置、質量分析計ともシェアの確保に努め、前年同期並みの売上を確保しました。蛍光X線分析装置は、環境関連分野市場での需要が低調に推移し、売上が減少しました。

この結果、売上高は18,779百万円（事業区分変更後の前年同期売上高18,457百万円に比し1.7%増）となりました。

② 産業機器

走査電子顕微鏡は、ナノテクノロジーの最先端分野での研究開発をはじめ、材料の検証・評価・欠陥解析、品質管理などの需要に広く応え、フィールドエミッション走査電子顕微鏡、汎用・分析走査電子顕微鏡とも売上を伸ばしました。

電子ビーム描画装置は、売上確保につとめましたが、市場のニーズは低調に推移し、売上が大きく減少しました。

医用関連においては、国内市場の大型機、中型機を中心に堅調に推移しました。

光学薄膜や成膜関連においては、電子ビーム蒸着用電子銃・電源や直進形電子銃・電源とも市場のニーズをとらえ、売上を伸ばしました。

この結果、売上高は25,793百万円（事業区分変更後の前年同期売上高28,448百万円に比し9.3%減）となりました。

所在地別のセグメントの業績は、次の通りであります。

① 日本

理科学機器は、透過電子顕微鏡が売上を伸ばしました。分析機器は、前年同期並みの売上を確保しました。

産業機器は、電子ビーム描画装置の売上が減少しました。医用関連は、自動分析装置が堅調に推移し、また、電子ビーム蒸着用電子銃・電源や直進形電子銃・電源が売上を伸ばしました。

この結果、売上高は 30,752百万円（前年同期比8.3%減）となりました。

② 北米・中南米

電子顕微鏡の売上は好調に推移しましたが、電子ビーム描画装置の売上が減少し、全体としての売上が減少しました。

この結果、売上高は 6,010百万円（前年同期比18.5%減）となりました。

③ その他

欧州、アジア地域とも電子顕微鏡を中心に売上を伸ばしました。

この結果、売上高は 7,811百万円（前年同期比 30.2%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動による資金の減少が3,069百万円であったことに加え、有形固定資産の取得等により投資活動による資金の減少が1,578百万円となりました。

一方、社債発行による資金調達及び配当金の支払い等を行い、財務活動による資金の増加は439百万円となりました。以上の結果、当中間連結会計期間末の資金は10,908百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動による資金の減少は3,069百万円となりました。これは主に売上債権の減少があったものの棚卸資産の増加及び仕入債務の減少等により減少したものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において投資活動による資金の減少は1,578百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において財務活動による資金の増加は439百万円となりました。これは主に社債発行による資金調達及び配当金の支払い等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当中間連結会計期間から事業の種類別セグメントを変更したため、前年同期比較にあたっては前中間連結会計期間分を変更後の区分に組替えて、行っております。

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次の通りであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
理科学機器	19,955	107.4
産業機器	25,956	77.3
合計	45,912	88.0

- (注) 1 金額は、販売価格で表示しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次の通りであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
理科学機器	21,625	106.2	19,609	107.0
産業機器	28,296	88.8	16,646	86.2
合計	49,922	95.6	36,256	96.3

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次の通りであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
理科学機器	18,779	101.7
産業機器	25,793	90.7
合計	44,573	95.0

- (注) 1 販売実績に対する販売割合が10%以上の相手先はありません。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(株式会社の支配に関する基本方針)

I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模な買付行為またはこれに関する提案につきましては、当社株主の皆様が、当該買付者の事業内容、事業計画、過去の投資行動等から、当該買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を慎重に判断する機会がなければ、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損する結果となる可能性があります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

このような基本的な考え方に立ち、当社としましては、株主の皆様が適切に判断できるよう、当社が事前に設定する一定のルール（以下「大規模買付ルール」または「本ルール」といいます。）に従って、大規模買付行為を行う買付者が買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会における一定の評価期間が確保されていることが必要であると考えております。

また、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ当社株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合は、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える措置をとることも必要であると考えております。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。

1. 中期経営計画に基づく企業価値および株主共同の利益向上の取組み

当社グループは、グループ経営ビジョン「JEOL SPIRIT-1」を指針として、中期経営計画「Bright Plan 1000」（平成13年度～平成15年度）に続き、中期経営計画「Focus Plan 2006」（平成16年度～平成18(2006)年度）を策定し、市場環境の変化に耐える、安定した収益構造の構築に取り組んでまいりました。

中期経営計画「Focus Plan 2006」は、“焦点を絞った戦略”を展開し、特に重要な5つの戦略（生産戦略、販売・サービス戦略、技術戦略、協業戦略、組織・人事戦略）に絞り、さらに、強化すべき3つの重点事業領域（IT・半導体関連事業、環境・バイオ関連事業、医療関連事業）を掲げてまいりました。

その結果、最終年度の平成18年度に連結売上高ミニмум1,000億円、連結経常利益ミニмум50億円の目標を達成することができました。

さらに、これらの中期経営計画で築いてきた経営基盤をさらに強固なものにしていくため、新中期経営計画「ACTION 60」（平成19年度～平成21年度）を策定し、どのような環境下でも目標の利益を確実に出し、安定的に収益を上げる体質を築くとともに、将来の飛躍に向けて研究開発の強化とものづくりの合理化を両輪として推進していきます。

当社グループは、今後とも、グループを挙げて業績の向上に努め、企業価値および株主共同の利益向上に邁進してまいります。

2. コーポレートガバナンスの強化に対する取組み

当社は、以下のとおり経営理念、経営の基本方針に基づき、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでいます。

(1) 当社の経営理念、経営の基本方針

当社は経営理念として「製品を通じて科学の進歩と社会の発展に貢献する」ことを掲げています。この理念のもと、グループ経営ビジョン「JEOL SPIRIT-1」を指針に、科学技術のための最先端ツールと豊かな社会のための最適なソリューションを提供し、顧客からの高い評価と信頼を得て、安定した利益体質の構築を図り、企業価値を高め、将来にわたり発展・成長していくことを経営の基本方針としています。

(2) コーポレートガバナンス体制の強化に向けた取組み

当社では、積極的にガバナンス体制の強化に取り組んでおります。経営環境の変化に迅速に対応するため、経営のスリム化を図るべく、平成18年6月の定時株主総会において、取締役の人数（定款上の定員の上限）を従来の20名から8名に絞るとともに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入しています。また、法令遵守の徹底を図るため、業務監理室を設置するとともに、企業の社会的責任を重視して、社長を委員長とし、社外弁護士も参加するCSR委員会を設置しております。

これらは、会社支配に関する基本方針の実現に資する取組みであると考えます。

Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、以下の①または②に該当する買付行為（あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、このような買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルールに従っていただくこととし、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします（以下「本対応方針」といいます。）。

①特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為

②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（証券取引法（同法を承継する法律を含むものとします。以下同じとします。）第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその関係者（同法第27条の2第7項に規定する関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書ならびにその他証券取引法に基づき当社が提出し、公衆の縦覧に供される書類のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 本対応方針導入の必要性

当社は、大規模買付行為に際しては、株主の皆様が適切に判断できるよう、当社が事前に設定する大規模買付ルールに従って、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会における一定の評価期間が確保されている必要がある、と考えます。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで当社取締役会としての意見を公表いたします。さらに、必要に応じて、大規模買付者の提案に対して質問や改善を要求し、または、当社取締役会として株主の皆様へ代替案の提示も行います。

このような手続を踏むことにより、当社株主の皆様にとって、大規模買付者の提案に対して最終的な判断を適切に行う機会が確保され、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段を採ることができるよう、当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切なものによって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を定めることとしました。

2. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、大規模買付者が本ルールを遵守したか否か、対抗措置をとるか否かの判断にあたり、透明性、客観性、公正性および合理性を確保し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置を行わず、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとる場合がありますが、対抗措置発動の是非を決定するときは、独立委員会に諮問し、独立委員会の勧告を受けるものとします。当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

3. 大規模買付ルールの内容

(1) 情報の提供

当社取締役会としては、以下に定める大規模買付ルールに従って大規模買付行為が行われることが、企業価値および株主共同の利益に合致すると考えます。本ルールは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に当該買付行為を開始する、とするものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社宛に、以下の内容を記載した「意向表明書」をご提出いただきます。

① 大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先

② 提案する大規模買付行為の概要

③ 大規模買付ルールに従う旨

当社取締役会は、株主の皆様ごの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を大規模買付者から提供いただくために、意向表明書受領後10営業日以内に、本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

なお、当初提供された情報だけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加情報の提供を求めることがあります。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験の有無とその内容等に関する情報を含みます。）

②大規模買付行為の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）

③当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

④大規模買付行為完了後に想定している経営者候補者（その者の当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験の有無とその内容等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）

⑤大規模買付行為完了後に想定している当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーとの関係に関する変更の有無およびその内容

⑥その他、大規模買付行為の妥当性、適法性等を判断するために当社取締役会または独立委員会が必要と判断する情報

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報で、株主の皆様ごの判断のために必要であると認められるものは、当社取締役会が適切と判断する時点で開示します。

(2) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が完了した後、60日以内の必要な期間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。ただし、買付けの目的、対価の種類、買付け方法等、大規模買付行為の評価の難易度に応じて、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重したうえで、必要に応じて最大90日間まで延長できるものとします。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。その場合には、延長期間とその理由を速やかに開示します。

取締役会評価期間中、取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、取締役会としての意見を公表します。ま

た、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が本ルールを遵守した場合には、取締役会は、当該買付提案についての評価意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様の判断に必要な情報を提供することとし、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を考慮の上、判断していただくこととなります。原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

しかしながら、例外的に、当該買付行為が明らかに濫用目的によるもの(注4)と認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役会は、外部専門家等の助言を得ながら、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、株主の皆様の利益を守るために、適切と考える方策を取ることがあります。

注4：濫用目的によるものとは、例えば、大規模買付者が、以下のような買付行為を行う場合をいいます。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合、
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合、
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合、
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合、
- ⑤ 買付者の提示する当社株式の買取方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある場合、
- ⑥ その他、当該大規模買付行為が、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーの利益や当社に対する信頼を損なうことにより、当社企業価値および株主共同の利益が著しく毀損されるおそれがある場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、本ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置の発動については、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、取締役会が決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で最適と取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として株主への割当てまたは無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙1に記載のとおりです。なお、実際に新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記のとおりに対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でない状況に至った場合には、独立委員会の意見または勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更を行う場合があります。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、その旨を独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報開示を行います。

5. 株主・投資家の皆様にご与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家の皆様にご与える影響等

本ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報の提供を受ける機会を保証し、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的としています。従って、本ルールの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主および投資家の皆様の利益

に資するものであると考えております。

なお、上記III 4. において述べたとおり、大規模買付者が本ルールを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとることがありますが、株主の皆様（当該買付者を除きます。）が法的権利の面または経済的な面で格別の損失を被るような事態は想定しておりません。取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置のうち、新株予約権の発行についての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の行使により新株を取得するためには、別途取締役会が決定し公告する新株予約権の割当てのための基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。その他、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使に際して払込む額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は平成19年6月定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。取締役会は、本対応方針を継続することが承認された場合、その旨を速やかに株主の皆様にお知らせします。

また、かかる方針の継続が承認された場合であっても、企業価値および株主共同の利益保護の観点から、関係法令の整備や、上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、株主総会の承認および独立委員会の勧告を得て本対応方針の変更または廃止を行うことがあります。その場合には、その変更内容または廃止を速やかに株主の皆様にお知らせします。

IV 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

(1) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付を行う場合の一定のルールを明確にするものであり、本対応方針導入の必要性、独立委員会の設置、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、株主・投資家の皆様に与える影響等を規定しています。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為を行う際には必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ買付行為を開始できることとしています。さらに、大規模買付者がこれを遵守しない場合、または、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものである場合には、大規模買付者に対して取締役会は株主共同の利益を守るために適切な対抗措置を講じることがあることを明記しています。

以上のことから、本対応方針は、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

(2) 本対応方針が株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株主共同の利益を最大限尊重することを基本としております。そのために、大規模買付が行われた際に、株主の皆様が買付行為に応じるか否かの判断に必要な情報を買付者が提供するとともに、取締役会の意見や代替案を提示することを定めております。このようなプロセスを踏むことによって、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行うための情報を受ける機会を保障することができます。

また、本対応方針そのものの導入・継続については、株主の皆様の承認を得ることとしております。

従って、本対応方針は株主の皆様の利益に資するものであり、株主の共同の利益を損なうものではないと考えます。

(3) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねら

れるべきものであることを前提としております。このような株主共同の利益を守るために一定の大規模買付ルールを定め、そのルールの遵守を買付者に対して要請し、必要な場合の対抗措置の発動について規定するものです。本対応方針は取締役会が対抗措置を発動する場合について事前かつ明確に開示しており、取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に則って実施されます。

また、取締役会が大規模買付行為について評価・検討を行う際や代替案を提示し、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の意見も参考にし、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

このような観点から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、グループ各社間の緊密な連携の元に進められています。グループの将来を担う基礎・要素技術と主力製品の開発は、研究開発活動の中心となる当社が担当しております。グループ各社においては、個々の企業のコアコンピタンスとなる生産技術、サービス技術を生かして商品開発がなされております。

当中間連結会計期間における事業の種類別セグメントの研究開発成果は次の通りであり、研究開発費の総額は2,955百万円となっております。

(1) 理科学機器

当セグメントに係る研究開発費は1,271百万円であります。

核磁気共鳴装置では、日常測定業務全ての自動化を実現しつつ、新型オートチューンプローブの採用による世界最高レベルの感度を持つJNM-ECSシリーズ FT-NMR装置を開発し、販売を開始しました。設置面積が従来比で約半分と小型化を実現、ホストコンピュータと独立して単独で動作する分光計は、別の場所からもネットワークを経由しコントロールすることができます。また、環境関連機器では、高性能冷凍機を搭載した新型エネルギー分散形蛍光X線分析装置JSX-3100RⅡを開発し、販売を開始しました。RoHS規制における物質スクリーニング装置として威力を発揮しています。

(2) 産業機器

当セグメントに係る研究開発費は1,683百万円であります。

微細化、高機能化が進む電子部品、素材の歩留まり管理、生産性向上に必要なツールである走査電子顕微鏡の前処理装置として、新型クロスセクションポリシャⅡ (SM-09020CP)を開発し、販売を開始いたしました。試料加工中のモニタリングを可能とし、よりピンポイントを狙った断面試料作製のニーズに応える装置として威力を発揮しています。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末に計画しておりました、当社・昭島工場のクリーンルーム増築工事計画は、完了予定年月を平成19年7月から平成19年10月に変更し、計画通り平成19年10月に完成しております。

また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	79,365,600	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	(注) 1、2
計	79,365,600	同左	—	—

(注) 1 発行済株式は、全て議決権を有しております。

2 「提出日現在」欄の発行数には、平成19年12月1日以降提出日までの転換社債型新株予約権付社債の転換により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成17年7月6日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	6,000	同左
新株予約権の数(個)	6,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,160,305 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	655 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月8日 至 平成21年7月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 655 資本組入額 328	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記2記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、これにつき現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

2

- (1) 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という)は、当初655円とする。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数は除く)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(4) 転換価額の下修正

平成18年7月14日(日本時間。以下「第1決定日」という)及び平成19年7月13日(日本時間。以下「第2決定日」という)までの各10連続取引日(同日を含む)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満は切り上げる)(以下「現在決定日価額」という)が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、平成18年7月31日及び平成19年7月30日(いずれも日本時間。以下それぞれ「効力発生日」という)以降、現在決定日価額に修正されるものとする。但し、転換価額は、その修正の結果として、第1決定日に有効な転換価額の80%(上記(3)と同様な調整に服する。以下同じ)未満に減額されることはないものとする。修正後転換価額が第1及び/又は第2決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合は、修正後転換価額は、いずれの場合にも第1決定日に有効な転換価額の80%に相当する金額(1円未満を切り上げる)とする。また、転換価額は、当該修正及び調整の結果、適用ある日本の法律の下で、全額払込済かつ追加払込義務のない当社普通株式が適法に発行できなくなるような転換価額の下修正はなされないものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	79,365,600	—	6,740	—	6,346

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	平成19年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ゴールドマン・サックス・イン ターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2 BB, UK (港区六本木6-10-1)	3,707	4.67
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	3,008	3.79
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	3,000	3.78
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1-8-11	2,770	3.49
日本電子グループ従業員持株会	東京都昭島市武蔵野3-1-2	1,874	2.36
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	1,844	2.32
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	1,820	2.29
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	1,640	2.07
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,497	1.89
日本電子共栄会	東京都昭島市武蔵野3-1-2	1,443	1.82
計	—	22,604	28.48

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行及びその関連会社4社から、平成18年11月15日付で提出された大量保有に係る変更報告書により同日現在で、株式会社三菱東京UFJ銀行3,008千株、その関連会社4社3,322千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上に記載のある保有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 60,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 79,139,000	79,139	—
単元未満株式	普通株式 166,600	—	1 単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	79,365,600	—	—
総株主の議決権	—	79,139	—

(注) 1 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式745株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。

また、「議決権の数」欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本電子株式会社	東京都昭島市武蔵野 3-1-2	60,000	—	60,000	0.08
計	—	60,000	—	60,000	0.08

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	876	872	845	845	777	521
最低(円)	764	805	800	756	466	421

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		14,457		10,973		15,468	
2 受取手形及び売掛金	※5	26,159		24,134		27,499	
3 棚卸資産		36,927		37,544		36,642	
4 繰延税金資産		2,114		2,451		2,761	
5 未収法人税等		59		179		58	
6 未収消費税等		329		392		531	
7 その他		1,155		1,282		1,263	
貸倒引当金		△215		△157		△148	
流動資産合計		80,987	76.4	76,801	72.9	84,076	75.6
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1,2						
(1) 建物及び構築物		5,256		5,111		5,210	
(2) 機械装置及び運搬具		1,059		933		955	
(3) 工具・器具及び備品		4,649		4,182		4,263	
(4) 土地		1,381		1,383		1,386	
(5) 建設仮勘定		83	11.7	2,533	13.5	1,113	11.6
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		426		336		392	
(2) その他		148	0.6	284	0.6	136	0.5
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	※2	8,425		10,046		9,673	
(2) 繰延税金資産		1,743		1,589		1,795	
(3) その他		1,835		2,163		2,209	
貸倒引当金		—	11.3	△53	13.0	△54	12.3
固定資産合計		25,010	23.6	28,511	27.1	27,083	24.4
III 繰延資産							
1 社債発行費		22		47		35	
繰延資産合計		22	0.0	47	0.0	35	0.0
資産合計		106,020	100.0	105,360	100.0	111,195	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1	※5	20,413		18,915		21,671	
2	※2	15,100		16,274		15,563	
3		—		2,400		2,200	
4		1,341		1,587		1,691	
5		825		522		2,161	
6		216		205		141	
7		28		94		36	
8		7,784		5,203		6,731	
9		1,598		1,711		1,502	
10	※2,5	3,319		4,972		4,349	
		流動負債合計	47.8	51,888	49.2	56,048	50.4
II 固定負債							
1		2,770		2,000		1,570	
2		6,000		6,000		6,000	
3	※2	7,618		6,172		7,047	
4		6		44		36	
5		6,695		6,479		6,593	
6		562		602		647	
7		6		2		2	
8	※2	650		466		564	
		固定負債合計	22.9	21,767	20.7	22,462	20.2
		負債合計	70.7	73,656	69.9	78,510	70.6
(純資産の部)							
I 株主資本							
1		6,740	6.4	6,740	6.4	6,740	6.0
2		6,346	6.0	6,346	6.0	6,346	5.7
3		15,321	14.4	15,842	15.0	16,786	15.1
4		△41	△0.0	△43	△0.0	△41	△0.0
		株主資本合計	26.8	28,886	27.4	29,830	26.8
II 評価・換算差額等							
1		3,148	3.0	3,094	2.9	3,127	2.8
2		△50	△0.1	52	0.0	△0	△0.0
3		△645	△0.6	△474	△0.4	△506	△0.4
		評価・換算差額 等合計	2.3	2,672	2.6	2,620	2.4
III 少数株主持分							
		262	0.2	145	0.1	232	0.2
		純資産合計	29.3	31,704	30.1	32,684	29.4
		負債純資産合計	100.0	105,360	100.0	111,195	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
I 売上高			46,905	100.0		44,573	100.0		101,776	100.0
II 売上原価			30,973	66.0		29,470	66.1		67,708	66.5
売上総利益			15,932	34.0		15,102	33.9		34,068	33.5
III 販売費及び 一般管理費										
1 販売費及び 一般管理費	※1	10,820			11,266			22,771		
2 開発研究費		2,917	13,737	29.3	2,955	14,221	31.9	5,983	28,754	28.3
営業利益			2,194	4.7		880	2.0		5,313	5.2
IV 営業外収益										
1 受取利息		97			125			213		
2 受取配当金		42			53			79		
3 受託研究収入		205			128			536		
4 持分法による 投資利益		71			133			76		
5 その他		86	504	1.1	112	553	1.2	144	1,048	1.0
V 営業外費用										
1 支払利息		179			225			391		
2 売上債権売却損		167			182			379		
3 為替差損		34			170			215		
4 その他		64	445	1.0	99	677	1.5	192	1,178	1.1
経常利益			2,252	4.8		756	1.7		5,183	5.1
VI 特別利益										
1 固定資産売却益	※2	0			1			2		
2 投資有価証券 売却益		—			33			—		
3 貸倒引当金 戻入益		11			7			23		
4 その他		1	13	0.0	1	44	0.1	—	25	0.0
VII 特別損失										
1 固定資産売却損	※3	1			0			1		
2 固定資産除却損	※4	83			30			163		
3 投資有価証券評価 損		0			21			152		
4 関係会社株式売却 損		—			100			—		
5 特許補償費用		—			140			—		
6 製品事故補償費用		—			—			92		
7 その他		—	86	0.2	—	292	0.7	10	418	0.4
税金等調整前 中間(当期)純利益			2,179	4.6		508	1.1		4,790	4.7
法人税、住民税 及び事業税		830			481			2,553		
法人税等調整額		177	1,007	2.1	492	973	2.2	△529	2,023	1.9
少数株主損失			16	0.0		37	0.1		49	0.0
中間(当期) 純利益又は 中間純損失(△)			1,189	2.5		△427	△1.0		2,815	2.8

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	6,740	6,346	14,330	△40	27,376
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△198		△198
中間純利益			1,189		1,189
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額 (純額)					
中間連結会計期間中の 変動額合計(百万円)	—	—	991	△1	989
平成18年9月30日残高 (百万円)	6,740	6,346	15,321	△41	28,366

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	3,139	—	△763	2,375	282	30,034
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)						△198
中間純利益						1,189
自己株式の取得						△1
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額 (純額)	9	△50	118	77	△20	57
中間連結会計期間中の 変動額合計(百万円)	9	△50	118	77	△20	1,046
平成18年9月30日残高 (百万円)	3,148	△50	△645	2,452	262	31,081

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

[次へ](#)

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高 (百万円)	6,740	6,346	16,786	△41	29,830
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△515		△515
中間純利益			△427		△427
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額 (純額)					
中間連結会計期間中の 変動額合計(百万円)	—	—	△943	△1	△944
平成19年9月30日残高 (百万円)	6,740	6,346	15,842	△43	28,886

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高 (百万円)	3,127	△0	△506	2,620	232	32,684
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当						△515
中間純利益						△427
自己株式の取得						△1
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額 (純額)	△33	53	32	52	△87	△35
中間連結会計期間中の 変動額合計(百万円)	△33	53	32	52	△87	△980
平成19年9月30日残高 (百万円)	3,094	52	△474	2,672	145	31,704

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	6,740	6,346	14,330	△40	27,376
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			△475		△475
当期純利益			2,815		2,815
自己株式の取得				△1	△1
在外子会社退職給付 債務処理額			116		116
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計(百万円)	—	—	2,456	△1	2,454
平成19年3月31日残高 (百万円)	6,740	6,346	16,786	△41	29,830

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	3,139	—	△763	2,375	282	30,034
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当(注)						△475
当期純利益						2,815
自己株式の取得						△1
在外子会社退職給付 債務処理額						116
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△12	△0	257	244	△49	194
連結会計年度中の 変動額合計(百万円)	△12	△0	257	244	△49	2,649
平成19年3月31日残高 (百万円)	3,127	△0	△506	2,620	232	32,684

(注) 剰余金のうち△198百万円は、平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		2,179	508	4,790
減価償却費		1,308	1,281	2,671
賞与引当金の増減額 (減少:△)		285	231	188
退職給付引当金の増加額		68	△49	82
役員退職慰労引当金の 増減額(減少:△)		△42	△5	43
固定資産除売却損益		84	29	161
投資有価証券売却益		—	△33	—
関係会社株式売却損		—	100	—
持分法による投資損益		△71	△133	△76
受取利息及び受取配当金		△140	△178	△293
支払利息		179	225	391
売上債権売却損		167	182	379
売上債権の増減額 (増加:△)		3,615	2,565	2,434
棚卸資産の増減額 (増加:△)		△3,315	△2,027	△3,013
仕入債務の増減額 (減少:△)		731	△2,223	1,734
連結子会社の売上債権 譲渡に係る仕入債務の 増減額(減少:△)	※3	△1,000	—	△1,000
未収消費税・未払消費税等 の純増減額		△85	220	△365
前受金の増減額(減少:△)		735	△1,343	△408
その他		72	△7	969
小計		4,772	△658	8,690
利息及び配当金の受取額		133	187	297
利息の支払額		△177	△222	△384
売上債権売却損の支払額		△167	△182	△379
法人税等の支払額及び 還付額		△477	△2,193	△882
営業活動による キャッシュ・フロー		4,081	△3,069	7,341

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出		△164	△70	△536
定期預金の払戻による収入		210	378	410
投資有価証券の取得による 支出		△303	△107	△1,264
投資有価証券の売却による 収入		—	52	—
有形固定資産の取得による 支出		△948	△1,410	△2,284
有形固定資産の売却による 収入		1	2	10
無形固定資産の取得による 支出		△7	△63	△74
その他		△57	△359	△660
投資活動による キャッシュ・フロー		△1,270	△1,578	△4,400
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金純増減額 (減少:△)		△862	963	45
長期借入れによる収入		2,000	100	2,449
長期借入金の返済による 支出		△1,043	△978	△2,579
社債の発行による収入		—	977	978
社債の償還による支出		—	△100	—
配当金の支払額		△198	△513	△475
少数株主への配当金の 支払額		△2	—	△2
セールアンド割賦買戻し 契約に基づく支払		△465	—	△465
その他		△8	△8	△16
財務活動による キャッシュ・フロー		△580	439	△66
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		84	25	263
V 現金及び現金同等物 の増減額(減少:△)		2,315	△4,182	3,137
VI 現金及び現金同等物 の期首残高		11,976	15,091	11,976
VII 新規連結子会社の現金及び 現金同等物の期首残高		120	—	120
VIII 連結除外に伴う現金及び 現金同等物の減少高		△142	—	△142
IX 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	14,270	10,908	15,091

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項</p>	<p>(1) 連結子会社の数 20社 連結子会社名 日本電子データム(株) 日本電子テクニクス(株) 日本電子アクティブ(株) 日本電子エンジニアリング(株) さつき工業(株) 日本電子システムテクノロジー(株) (株)日本レーザー たちばな電子(株) 日本電子テクノサービス(株) アドバンスト・キャパシタ・テクノロジー(株) 山形クリエイティブ(株) JEOL USA, INC. JEOL (EUROPE) SAS JEOL (U. K.) LTD. JEOL (EUROPE) B. V. JEOL (SKANDINAVISKA) A. B. JEOL (ITALIA) S. p. A. JEOL ASIA PTE. LTD. JEOL (GERMANY) GmbH JEOL TAIWAN SEMICONDUCTORS LTD.</p> <p>上記のうち、JEOL TAIWAN SEMICONDUCTORS LTD. は前連結会計年度においては非連結子会社でありましたが、重要性が増したにより当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたJEOL (AUSTRALASIA) PTY. LTD. は重要性の観点から、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 18社 連結子会社名 日本電子データム(株) 日本電子テクニクス(株) 日本電子アクティブ(株) 日本電子エンジニアリング(株) 日本電子ファインテック(株) 日本電子システムテクノロジー(株) 日本電子テクノサービス(株) アドバンスト・キャパシタ・テクノロジー(株) 山形クリエイティブ(株) JEOL USA, INC. JEOL (EUROPE) SAS JEOL (U. K.) LTD. JEOL (EUROPE) B. V. JEOL (SKANDINAVISKA) A. B. JEOL (ITALIA) S. p. A. JEOL ASIA PTE. LTD. JEOL (GERMANY) GmbH JEOL TAIWAN SEMICONDUCTORS LTD.</p> <p>(株)日本レーザーは、保有株式売却に伴い当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、連結子会社であるさつき工業(株)とたちばな電子(株)は、平成19年7月1日付けをもって、さつき工業(株)を存続会社とし、たちばな電子(株)を消滅会社とする吸収合併方式で合併し、日本電子ファインテック(株)となっております。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 20社 連結子会社名 日本電子データム(株) 日本電子テクニクス(株) 日本電子アクティブ(株) 日本電子エンジニアリング(株) さつき工業(株) 日本電子システムテクノロジー(株) (株)日本レーザー たちばな電子(株) 日本電子テクノサービス(株) アドバンスト・キャパシタ・テクノロジー(株) 山形クリエイティブ(株) JEOL USA, INC. JEOL (EUROPE) SAS JEOL (U. K.) LTD. JEOL (EUROPE) B. V. JEOL (SKANDINAVISKA) A. B. JEOL (ITALIA) S. p. A. JEOL ASIA PTE. LTD. JEOL (GERMANY) GmbH JEOL TAIWAN SEMICONDUCTORS LTD.</p> <p>上記のうち、JEOL TAIWAN SEMICONDUCTORS LTD. は前連結会計年度においては非連結子会社でありましたが、重要性が増したにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたJEOL (AUSTRALASIA) PTY. LTD. は重要性の観点から、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 主要な非連結子会社の名称等</p> <p>JEOL (AUSTRALASIA) PTY. LTD. JEOL DE MEXICO S. A. DE C. V. JEOL CANADA, INC. JEOL (MALAYSIA) SDN BHD 北京創成技術有限公司 JEOL Shanghai Semiconductors Ltd.</p> <p>(連結範囲から除いた理由) 非連結子会社6社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(2) 主要な非連結子会社の名称等</p> <p>JEOL (AUSTRALASIA) PTY. LTD. JEOL DE MEXICO S. A. DE C. V. JEOL CANADA, INC. JEOL (MALAYSIA) SDN BHD 北京創成技術有限公司 JEOL Shanghai Semiconductors Ltd. JEOL DATUM Shanghai Co., Ltd.</p> <p>(連結範囲から除いた理由) 非連結子会社7社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(2) 主要な非連結子会社の名称等</p> <p>JEOL (AUSTRALASIA) PTY. LTD. JEOL DE MEXICO S. A. DE C. V. JEOL CANADA, INC. JEOL (MALAYSIA) SDN BHD 北京創成技術有限公司 JEOL Shanghai Semiconductors Ltd.</p> <p>(連結範囲から除いた理由) 非連結子会社6社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていません。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社数 6社 会社名 JEOL (AUSTRALASIA) PTY. LTD. JEOL DE MEXICO S. A. DE C. V. JEOL CANADA, INC. JEOL (MALAYSIA) SDN BHD 北京創成技術有限公司 JEOL Shanghai Semiconductors Ltd.</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社数 2社 会社名 JEOL KOREA LTD. マイクロ電子㈱</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 該当事項はありません。</p> <p>(4) JEOL TAIWAN SEMICONDUCTORS LTD. は重要性が増したことにより当中間連結会計期間より連結子会社となったため、持分法の適用範囲から除外しております。 JEOL (AUSTRALASIA) PTY LTD. は重要性の観点から、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外し持分法の適用範囲に含めております。 また、JEOL Shanghai Semiconductors Ltd. は、新規設立のため当中間連結会計期間より持分法の適用範囲に含めております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社数 7社 会社名 JEOL (AUSTRALASIA) PTY. LTD. JEOL DE MEXICO S. A. DE C. V. JEOL CANADA, INC. JEOL (MALAYSIA) SDN BHD 北京創成技術有限公司 JEOL Shanghai Semiconductors Ltd. JEOL DATUM Shanghai Co., Ltd.</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社数 2社 会社名 同左</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 同左</p> <p>(4) JEOL DATUM Shanghai Co., Ltd. については、新規設立のため当中間連結会計期間より非連結子会社で持分法適用会社となっております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社数 6社 会社名 JEOL (AUSTRALASIA) PTY. LTD. JEOL DE MEXICO S. A. DE C. V. JEOL CANADA, INC. JEOL (MALAYSIA) SDN BHD 北京創成技術有限公司 JEOL Shanghai Semiconductors Ltd.</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社数 2社 会社名 同左</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 同左</p> <p>(4) JEOL TAIWAN SEMICONDUCTORS LTD. は重要性が増したことにより当連結会計年度より連結子会社となったため、持分法の適用範囲から除外しております。 JEOL (AUSTRALASIA) PTY LTD. は重要性の観点から、当連結会計年度より連結の範囲から除外し持分法の適用範囲に含めております。 また、JEOL Shanghai Semiconductors Ltd. は、新規設立のため当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 連結子会社の中 間決算日(決算日) 等に関する事項	連結子会社の中 間決算日は中間 連結決算日と同 一であります。	同左	連結子会社の決 算日は連結決算 日と同一であり ます。
4 会計処理基準に 関する事項	<p>(1) 重要な資産の 評価基準及び評 価方法</p> <p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市 場価格等に基づ く時価法(評価 差額は全部純資 産直入法により 処理し、売却原 価は移動平均法 により算定) 時価のないもの 移動平均法によ る原価法</p> <p>② デリバティブ 時価法</p> <p>③ 棚卸資産 主として移動平均 法による原価法 及び最終仕入原 価法により評価 しております。た だし、在外子会 社は主として個 別法に基づく低 価法により評価 しております。</p>	<p>(1) 重要な資産の 評価基準及び評 価方法</p> <p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>② デリバティブ 同左</p> <p>③ 棚卸資産 同左</p>	<p>(1) 重要な資産の 評価基準及び評 価方法</p> <p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場 価格等に基づく 時価法(評価差 額は全部純資産 直入法により処 理し、売却原価 は移動平均法に より算定) 時価のないもの 同左</p> <p>② デリバティブ 同左</p> <p>③ 棚卸資産 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 主として定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <p>建物及び構築物 7～65年 工具・器具及び備品 2～15年</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 主として定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <p>建物及び構築物 7～65年 工具・器具及び備品 2～15年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産(建物を除く)について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ29百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産(建物を除く)については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ43百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 主として定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <p>建物及び構築物 7～65年 工具・器具及び備品 2～15年</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づき償却、これ以外の無形固定資産については定額法を採用しております。</p> <p>③ 長期前払費用 定額法を採用しております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員(年俸制対象者を除く。)の賞与の支給に備えるため、国内会社は支給見込額基準により計上しております。</p>	<p>② 無形固定資産 同左</p> <p>③ 長期前払費用 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p>	<p>② 無形固定資産 同左</p> <p>③ 長期前払費用 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>会計基準変更時差異6,980百万円については、当社保有株式による退職給付信託3,600百万円を設定し、残額(3,380百万円)を15年による按分額で費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 当社及び国内連結子会社は、役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>③ 退職給付引当金 同左</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>会計基準変更時差異6,980百万円については、当社保有株式による退職給付信託3,600百万円を設定し、残額(3,380百万円)を15年による按分額で費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 当社及び国内連結子会社は、役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段： 為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引 ヘッジ対象： 製品輸出入に係る外貨建予定取引、長期借入金、長期借入金の利息の一部</p>	<p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同左 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段： 同左 ヘッジ対象： 同左</p>	<p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同左 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段： 同左 ヘッジ対象： 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>③ ヘッジ方針 当社グループは、企業経営の基本理念である堅実経営に則り、外貨取引のうち、当社グループに為替変動リスクが帰属する場合において、その為替リスクヘッジのため、実需原則に基づき海外売上計画または仕入計画作成時に為替予約取引を行うものとしております。借入金の為替変動リスク及び金利変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を行なうものとしております。リスクヘッジの手段としてデリバティブ取引は、為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を行うものとしております。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、30,869百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、32,452百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>前中間連結会計期間において、「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「負ののれん」として表示しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は22,927百万円であります。</p> <p>※2 担保に供している資産 建物及び構築物 2,438百万円 機械装置及び運搬具 7 土地 631 投資有価証券 6,120 計 9,197 上記に対応する債務 短期借入金 6,557百万円 流動負債(その他) 58 長期借入金 2,545 固定負債(その他) 272 計 9,433</p> <p>3 偶発債務 保証債務 JEOL DE MEXICO S. A. DE C. V. の前受金 (1,060千US\$) 北京創成技術有限公司の借入金 (4,000千RMB) 59</p> <p>4 手形割引高 輸出手形割引高 4,073百万円</p> <p>※5 中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当中間連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。 受取手形 566 百万円 支払手形 2,067 流動負債(その他) 24 (設備支払手形)</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は23,927百万円であります。</p> <p>※2 担保に供している資産 建物及び構築物 2,259百万円 機械装置及び運搬具 5 土地 631 投資有価証券 5,430 計 8,327 上記に対応する債務 短期借入金 6,529百万円 流動負債(その他) 58 長期借入金 2,660 固定負債(その他) 213 計 9,461</p> <p>3 偶発債務 保証債務 JEOL DE MEXICO S. A. DE C. V. の前受金 (2,739千US\$) 316百万円</p> <p>4 手形割引高 輸出手形割引高 5,240百万円</p> <p>※5 中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当中間連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。 受取手形 242 百万円 支払手形 2,044 流動負債(その他) 23 (設備支払手形)</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は23,038百万円であります。</p> <p>※2 担保に供している資産 建物及び構築物 2,353百万円 機械装置及び運搬具 6 土地 631 投資有価証券 5,636 計 8,628 上記に対応する債務 短期借入金 6,253百万円 流動負債(その他) 58 長期借入金 2,765 固定負債(その他) 272 計 9,348</p> <p>3 偶発債務 保証債務 JEOL DE MEXICO S. A. DE C. V. の前受金 (1,081千US\$) 127百万円</p> <p>4 手形割引高 輸出手形割引高 5,067百万円</p> <p>※5 連結会計年度末日満期手形 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形の手形金額は、次のとおりであります。 受取手形 279 百万円 支払手形 2,544 流動負債(その他) 101 (設備支払手形)</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち 主要な費目及び金額は次の通り であります。</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>給料手当 4,568 賞与引当金繰入額 471 退職給付引当金 繰入額 245 役員退職慰労 引当金繰入額 54 減価償却費 212 貸倒引当金繰入額 40</p>	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち 主要な費目及び金額は次の通り であります。</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>給料手当 4,694 賞与引当金繰入額 492 退職給付引当金 繰入額 232 役員退職慰労 引当金繰入額 71 減価償却費 225 貸倒引当金繰入額 25</p>	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち 主要な費目及び金額は次の通り であります。</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>給料手当 9,411 賞与引当金繰入額 456 退職給付引当金 繰入額 565 役員退職慰労 引当金繰入額 122 減価償却費 444 貸倒引当金繰入額 52</p>
<p>※2 固定資産売却益の内訳は次の 通りであります。</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>機械装置及び運搬具 0 工具・器具及び備品 0</p> <hr/> <p style="text-align: right;">計 0</p>	<p>※2 固定資産売却益の内訳は次の 通りであります。</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>機械装置及び運搬具 1 工具・器具及び備品 0</p> <hr/> <p style="text-align: right;">計 1</p>	<p>※2 固定資産売却益の内訳は次の 通りであります。</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>機械装置及び運搬具 2 工具・器具及び備品 0</p> <hr/> <p style="text-align: right;">計 2</p>
<p>※3 固定資産売却損の内訳は次の 通りであります。</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>建物及び構築物 1 機械装置及び運搬具 0 工具・器具及び備品 0</p> <hr/> <p style="text-align: right;">計 1</p>	<p>※3 固定資産売却損の内訳は次の 通りであります。</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>機械装置及び運搬具 0</p>	<p>※3 固定資産売却損の内訳は次の 通りであります。</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>機械装置及び運搬具 0 工具・器具及び備品 0</p> <hr/> <p style="text-align: right;">計 1</p>
<p>※4 固定資産除却損の内訳は次の 通りであります。</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>建物及び構築物 2 機械装置及び運搬具 5 工具・器具及び備品 75 無形固定資産 (その他) 0</p> <hr/> <p style="text-align: right;">計 83</p>	<p>※4 固定資産除却損の内訳は次の 通りであります。</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>建物及び構築物 16 機械装置及び運搬具 1 工具・器具及び備品 12 無形固定資産 (その他) 0</p> <hr/> <p style="text-align: right;">計 30</p>	<p>※4 固定資産除却損の内訳は次の 通りであります。</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <p>建物及び構築物 7 機械装置及び運搬具 15 工具・器具及び備品 139 ソフトウェア 0</p> <hr/> <p style="text-align: right;">計 163</p>

[次へ](#)

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
普通株式	79,365,600	—	—	79,365,600

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
普通株式	56,690	1,690	—	58,380

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,690株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	198	2.50	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月10日 取締役会	普通株式	277	利益剰余金	3.50	平成18年9月30日	平成18年12月8日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
普通株式	79,365,600	—	—	79,365,600

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
普通株式	58,802	1,943	—	60,745

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,943株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	515	6.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月9日 取締役会	普通株式	396	利益剰余金	5.00	平成19年9月30日	平成19年12月7日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	79,365,600	—	—	79,365,600

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	56,690	2,112	—	58,802

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 2,112株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	198	2.50	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月10日 取締役会	普通株式	277	3.50	平成18年9月30日	平成18年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	515	利益剰余金	6.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在)</p> <table> <tr><td></td><td>百万円</td></tr> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>14,457</td></tr> <tr><td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td><td>△186</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>14,270</td></tr> </table>		百万円	現金及び預金勘定	14,457	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△186	現金及び現金同等物	14,270	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在)</p> <table> <tr><td></td><td>百万円</td></tr> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>10,973</td></tr> <tr><td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td><td>△64</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>10,908</td></tr> </table>		百万円	現金及び預金勘定	10,973	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△64	現金及び現金同等物	10,908	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)</p> <table> <tr><td></td><td>百万円</td></tr> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>15,468</td></tr> <tr><td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td><td>△376</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>15,091</td></tr> </table>		百万円	現金及び預金勘定	15,468	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△376	現金及び現金同等物	15,091
	百万円																									
現金及び預金勘定	14,457																									
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△186																									
現金及び現金同等物	14,270																									
	百万円																									
現金及び預金勘定	10,973																									
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△64																									
現金及び現金同等物	10,908																									
	百万円																									
現金及び預金勘定	15,468																									
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△376																									
現金及び現金同等物	15,091																									
<p>2 当社は資金調達の機動性を高めるため、(株)三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとする計6行の銀行との間に融資枠(コミットメントライン)を設定しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における当該融資枠に基づく借入の実行状況は次の通りであります。</p> <table> <tr><td></td><td>百万円</td></tr> <tr><td>借入枠</td><td>6,000</td></tr> <tr><td>借入実行残高</td><td>—</td></tr> <tr><td>差引借入未実行残高</td><td>6,000</td></tr> </table>		百万円	借入枠	6,000	借入実行残高	—	差引借入未実行残高	6,000	<p>2 当社は資金調達の機動性を高めるため、(株)三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとする計6行の銀行との間に融資枠(コミットメントライン)を設定しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における当該融資枠に基づく借入の実行状況は次の通りであります。</p> <table> <tr><td></td><td>百万円</td></tr> <tr><td>借入枠</td><td>6,000</td></tr> <tr><td>借入実行残高</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>差引借入未実行残高</td><td>5,000</td></tr> </table>		百万円	借入枠	6,000	借入実行残高	1,000	差引借入未実行残高	5,000	<p>2 当社は資金調達の機動性を高めるため、(株)三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとする計6行の銀行との間に融資枠(コミットメントライン)を設定しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における当該融資枠に基づく借入の実行状況は次の通りであります。</p> <table> <tr><td></td><td>百万円</td></tr> <tr><td>借入枠</td><td>6,000</td></tr> <tr><td>借入実行残高</td><td>—</td></tr> <tr><td>差引借入未実行残高</td><td>6,000</td></tr> </table>		百万円	借入枠	6,000	借入実行残高	—	差引借入未実行残高	6,000
	百万円																									
借入枠	6,000																									
借入実行残高	—																									
差引借入未実行残高	6,000																									
	百万円																									
借入枠	6,000																									
借入実行残高	1,000																									
差引借入未実行残高	5,000																									
	百万円																									
借入枠	6,000																									
借入実行残高	—																									
差引借入未実行残高	6,000																									
<p>※3 当社が連結子会社からの仕入代金の決済手段として振出した手形もしくは買掛金を、連結子会社が売上債権の早期資金化を目的として、手形期日もしくは売掛金決済期日到来前に第三者へ譲渡した場合、中間連結会計期間末日現在で手形決済日もしくは連結子会社の売掛金決済期日が到来していない手形及び買掛金の増減は、「連結子会社の売上債権譲渡に係る仕入債務の増減額」として「営業活動に関するキャッシュ・フロー」に表示しております。</p>	<p>※3 —————</p>	<p>※3 当社が連結子会社からの仕入代金の決済手段として振出した手形もしくは買掛金を、連結子会社が売上債権の早期資金化を目的として、手形期日もしくは売掛金決済期日到来前に第三者へ譲渡した場合、連結会計年度末日現在で手形決済日もしくは連結子会社の売掛金決済期日が到来していない手形及び買掛金の増減は、「連結子会社の売上債権譲渡に係る仕入債務の増減額」として「営業活動に関するキャッシュ・フロー」に表示しております。</p>																								

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																								
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>27</td> <td>6</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>工具・器具及び備品</td> <td>564</td> <td>407</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>1,004</td> <td>841</td> <td>163</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,603</td> <td>1,259</td> <td>344</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	建物及び構築物	6	4	2	機械装置及び運搬具	27	6	21	工具・器具及び備品	564	407	157	ソフトウェア	1,004	841	163	合計	1,603	1,259	344	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>43</td> <td>19</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>工具・器具及び備品</td> <td>752</td> <td>438</td> <td>313</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>697</td> <td>560</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,499</td> <td>1,023</td> <td>475</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	建物及び構築物	6	5	1	機械装置及び運搬具	43	19	24	工具・器具及び備品	752	438	313	ソフトウェア	697	560	136	合計	1,499	1,023	475	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>34</td> <td>12</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>工具・器具及び備品</td> <td>615</td> <td>440</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>826</td> <td>611</td> <td>214</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,483</td> <td>1,069</td> <td>413</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	建物及び構築物	6	4	2	機械装置及び運搬具	34	12	21	工具・器具及び備品	615	440	175	ソフトウェア	826	611	214	合計	1,483	1,069	413
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																							
建物及び構築物	6	4	2																																																																							
機械装置及び運搬具	27	6	21																																																																							
工具・器具及び備品	564	407	157																																																																							
ソフトウェア	1,004	841	163																																																																							
合計	1,603	1,259	344																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																							
建物及び構築物	6	5	1																																																																							
機械装置及び運搬具	43	19	24																																																																							
工具・器具及び備品	752	438	313																																																																							
ソフトウェア	697	560	136																																																																							
合計	1,499	1,023	475																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																							
建物及び構築物	6	4	2																																																																							
機械装置及び運搬具	34	12	21																																																																							
工具・器具及び備品	615	440	175																																																																							
ソフトウェア	826	611	214																																																																							
合計	1,483	1,069	413																																																																							
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 336百万円 1年超 316 合計 652	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 193百万円 1年超 251 合計 445	(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 241百万円 1年超 317 合計 558																																																																								
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 170百万円 減価償却費相当額 108 支払利息相当額 8	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 139百万円 減価償却費相当額 95 支払利息相当額 9	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 327百万円 減価償却費相当額 227 支払利息相当額 19																																																																								
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																																								
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左	(5) 利息相当額の算定方法 同左																																																																								
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 151百万円 1年超 238 合計 389	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 221百万円 1年超 217 合計 439	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 230百万円 1年超 172 合計 402																																																																								

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

有価証券

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	2,856	7,900	5,043

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	79
出資証券	6

(注) 当中間連結会計期間末において、その他有価証券で出資証券について0百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

有価証券

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	3,748	8,699	4,951

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	66
出資証券	6

(注) 当中間連結会計期間末において、その他有価証券で非上場株式について21百万円減損処理を行っております。

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

有価証券

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	3,666	8,673	5,007

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について151百万円減損処理を行っております。

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	79
出資証券	6

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で出資証券について0百万円減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

当社グループはデリバティブ取引（為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引）にはヘッジ会計を適用しており、該当事項はありません。

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

当社グループはデリバティブ取引（為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引）にはヘッジ会計を適用しており、該当事項はありません。

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

当社グループはデリバティブ取引（為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引）にはヘッジ会計を適用しており、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	理科学機器 (百万円)	産業機器 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結(百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	28,417	18,488	46,905	—	46,905
(2) セグメント間の内部 売上高	—	—	—	(—)	—
計	28,417	18,488	46,905	(—)	46,905
営業費用	27,042	16,259	43,301	1,410	44,711
営業利益	1,375	2,228	3,604	(1,410)	2,194

(注) 1 事業区分の方法

事業区分は、製品の販売市場別に区分しております。

2 各区分に属する主要製品名

事業区分	主要製品名
理科学機器	電子顕微鏡等の電子光学機器、核磁気共鳴装置、質量分析計等の分析機器他
産業機器	電子ビーム描画装置、ウエハプロセス評価装置、高周波電源、自動分析装置他

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,410百万円であり、その主なものは、当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	理科学機器 (百万円)	産業機器 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結(百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	18,779	25,793	44,573	—	44,573
(2) セグメント間の内部 売上高	—	—	—	(—)	—
計	18,779	25,793	44,573	(—)	44,573
営業費用	18,196	23,996	42,193	1,499	43,692
営業利益	582	1,796	2,379	(1,499)	880

(注) 1 事業区分の方法

事業区分は、製品の販売市場別に区分しております。

2 各区分に属する主要製品名

事業区分	主要製品名
理科学機器	電子顕微鏡等の電子光学機器、核磁気共鳴装置、質量分析計等の分析機器他
産業機器	電子顕微鏡等の計測検査機器、電子ビーム描画装置、ウエハプロセス評価装置、高周波電源、自動分析装置他

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,499百万円であり、その主なものは、当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

4 事業区分の変更

当中間連結会計期間から理科学機器に含まれていた一部電子顕微鏡品について、同製品の市場が、品質管理や半導体などの産業分野が中心となり、また、中期計画「ACTION60」において重点戦略の一つに「走査電子顕微鏡(SEM)技術融合による半導体事業の強化」を掲げ、新たに計測検査機器本部を設置し、市場対応型の事業強化を行ったことから事業区分を見直し、産業機器へ変更いたしました。当中間連結会計期間と同一区分の方法によった場合の前中間連結会計期間及び前連結会計年度の事業の種類別セグメント情報は以下のとおりです。

前中間連結会計期間(事業区分変更後)

	理科学機器 (百万円)	産業機器 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結(百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	18,457	28,448	46,905	—	46,905
(2) セグメント間の内部 売上高	—	—	—	(—)	—
計	18,457	28,448	46,905	(—)	46,905
営業費用	17,854	25,447	43,301	1,410	44,711
営業利益	603	3,001	3,604	(1,410)	2,194

前連結会計年度(事業区分変更後)

	理科学機器 (百万円)	産業機器 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結(百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	42,438	59,337	101,776	—	101,776
(2) セグメント間の内部 売上高	—	—	—	(—)	—
計	42,438	59,337	101,776	(—)	101,776
営業費用	40,281	53,367	93,648	2,814	96,462
営業利益	2,157	5,969	8,127	(2,814)	5,313

5 会計処理方法の変更

(減価償却資産の減価償却の方法の変更)

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産(建物を除く)について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合と比較し、当中間連結会計期間の営業費用は、理科学機器で11百万円増加、産業機器で17百万円増加、消去又は全社で0百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

6 追加情報

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産(建物を除く)については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これにより従来の方法によった場合と比較し、当中間連結会計期間の営業費用は、理科学機器で17百万円増加、産業機器で26百万円増加、消去又は全社で0百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	理科学機器 (百万円)	産業機器 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結(百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	64,364	37,411	101,776	—	101,776
(2) セグメント間の内部 売上高	—	—	—	(—)	—
計	64,364	37,411	101,776	(—)	101,776
営業費用	60,728	32,919	93,648	2,814	96,462
営業利益	3,635	4,492	8,127	(2,814)	5,313

(注) 1 事業区分の方法
事業区分は、製品の販売市場別に区分しております。

2 各区分に属する主要製品名

事業区分	主要製品名
理科学機器	電子顕微鏡等の電子光学機器、核磁気共鳴装置、質量分析計等の分析機器他
産業機器	電子ビーム描画装置、ウエハプロセス評価装置、高周波電源、自動分析装置他

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は2,814百万円であり、その主なものは、当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	日本 (百万円)	北米・ 中南米 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	33,532	7,375	5,997	46,905	—	46,905
(2) セグメント間の内部 売上高	7,014	89	206	7,310	(7,310)	—
計	40,547	7,465	6,203	54,216	(7,310)	46,905
営業費用	37,260	7,341	5,879	50,481	(5,769)	44,711
営業利益	3,287	124	323	3,735	(1,541)	2,194

(注) 1 地域は、地理的近接度によって区分しております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次の通りであります。

- (1) 北米・中南米……米国、カナダ、メキシコ
- (2) その他……欧州、東南アジア、オーストラリア

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,410百万円であり、その主なものは、当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	北米・ 中南米 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	30,752	6,010	7,811	44,573	—	44,573
(2) セグメント間の内部 売上高	6,554	131	298	6,984	(6,984)	—
計	37,307	6,141	8,109	51,558	(6,984)	44,573
営業費用	35,646	5,812	7,502	48,962	(5,269)	43,692
営業利益	1,660	328	606	2,596	(1,715)	880

(注) 1 地域は、地理的近接度によって区分しております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次の通りであります。

- (1) 北米・中南米……米国、カナダ、メキシコ
- (2) その他……欧州、東南アジア、オーストラリア

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,499百万円であり、その主なものは、当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

4 会計処理方法の変更

(減価償却資産の減価償却の方法の変更)

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産(建物を除く)について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合と比較し、当中間連結会計期間の営業費用は、日本で29百万円増加、消去又は全社で0百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

5 追加情報

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産(建物を除く)については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これにより従来の方法によった場合と比較し、当中間連結会計期間の営業費用は、日本で43百万円増加、消去又は全社で0百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (百万円)	北米・ 中南米 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	73,119	15,176	13,480	101,776	—	101,776
(2) セグメント間の内部 売上高	13,996	189	449	14,635	(14,635)	—

計	87,115	15,365	13,930	116,411	(14,635)	101,776
営業費用	79,539	15,092	13,472	108,103	(11,640)	96,462
営業利益	7,576	273	457	8,307	(2,994)	5,313

(注) 1 地域は、地理的近接度によって区分しております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次の通りであります。

(1) 北米・中南米……………米国、カナダ、メキシコ

(2) その他……………欧州、東南アジア、オーストラリア

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は2,814百万円であり、その主なものは、当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	北米・中南米	その他	計
I 海外売上高(百万円)	11,580	9,134	20,715
II 連結売上高(百万円)	—	—	46,905
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	24.7	19.5	44.2

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	北米・中南米	その他	計
I 海外売上高(百万円)	9,832	11,861	21,694
II 連結売上高(百万円)	—	—	44,573
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	22.1	26.6	48.7

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	北米・中南米	その他	計
I 海外売上高(百万円)	23,796	21,569	45,365
II 連結売上高(百万円)	—	—	101,776
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	23.4	21.2	44.6

- (注) 1 地域は、地理的近接度によって区分しております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次の通りであります。
 (1) 北米・中南米………米国、カナダ、メキシコ
 (2) その他………欧州、アジア、オーストラリア
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産 388.60円	1株当たり純資産 397.94円	1株当たり純資産 409.19円
1株当たり中間純利益 15.00円	1株当たり中間純損失 5.39円	1株当たり当期純利益 35.50円
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 13.44円	なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益については、潜在株式は 存在するものの1株当たり中間純損 失であるため記載していません。	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 31.83円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間純損失(△)及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間 (当期)純利益又は 1株当たり中間 純損失(△) (円)	15.00	△5.39	35.50
中間(当期)純利益 又は中間純損失(百万円) (△)	1,189	△427	2,815
普通株主に 帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益 又は普通株式に係 る中間純損失(△) (百万円)	1,189	△427	2,815
普通株式の 期中平均株式数 (千株)	79,307	79,306	79,307
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期) 純利益 (円)	13.44	—	31.83
中間(当期) 純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数 (千株)	9,160	—	9,160
(うち転換社債型 新株予約権付社 債) (千株)	(9,160)	(—)	(9,160)
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要	—	第1回新株予約権 付社債(券面総額 6,000百万円) なお、第1回新株 予約権付社債の概要 は「第4 提出会社の 状況、1 株式等の状 況、(2) 新株予約権 等の状況」に記載の とおりであります。	—

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—	<p>当社は平成19年11月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について、次のとおり決議いたしました。</p> <p>(1) 自己株式取得の理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため</p> <p>(2) 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>(3) 取得する株式の総数 100万株(上限)</p> <p>(4) 株式の取得価額の総額 5億円(上限)</p> <p>(5) 取得の期間 平成19年11月12日から 平成19年12月28日まで</p>	—

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		4,289		1,304		3,931	
2 受取手形	※5	1,908		495		1,575	
3 売掛金		13,129		12,849		15,318	
4 棚卸資産		25,066		26,129		24,546	
5 繰延税金資産		1,164		1,797		1,525	
6 未収法人税等		—		161		—	
7 未収消費税等		278		383		461	
8 関係会社 短期貸付金		9,451		8,847		8,503	
9 その他		978		1,036		1,067	
貸倒引当金		△111		△55		△42	
流動資産合計		56,155	67.5	52,951	63.4	56,887	66.4
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1,2						
(1) 建物		3,864		3,704		3,752	
(2) 工具・器具 及び備品		3,954		3,435		3,377	
(3) その他		1,473		3,878		2,507	
有形固定資産合計		9,292		11,019		9,637	
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		398		300		352	
(2) その他		34		89		32	
無形固定資産合計		433		389		384	
3 投資その他の 資産							
(1) 投資有価証券	※2	7,985		8,770		8,758	
(2) 関係会社株式		6,656		7,641		7,162	
(3) 関係会社 長期貸付金		20		15		20	
(4) 繰延税金資産		918		970		1,045	
(5) その他		1,727		1,822		1,777	
貸倒引当金		△4		△53		△53	
計		17,303		19,165		18,709	
固定資産合計		27,028	32.5	30,574	36.6	28,731	33.6
III 繰延資産							
1 社債発行費		22		47		35	
繰延資産合計		22	0.0	47	0.0	35	0.0
資産合計		83,206	100.0	83,572	100.0	85,654	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形	※5	366		328		244	
2 買掛金		14,523		13,695		15,624	
3 短期借入金	※2	8,117		9,062		8,282	
4 1年内返済予定 の長期借入金	※2	2,200		1,690		1,750	
5 1年内償還予定 の社債		—		2,400		2,200	
6 未払法人税等		183		—		1,307	
7 前受金		4,463		2,693		3,106	
8 賞与引当金		877		909		813	
9 その他	※2,5	2,061		3,586		2,814	
流動負債合計		32,792	39.4	34,364	41.1	36,143	42.2
II 固定負債							
1 社債		2,500		2,000		1,300	
2 転換社債型新株 予約権付社債		6,000		6,000		6,000	
3 長期借入金	※2	6,942		5,847		6,517	
4 退職給付引当金		4,868		4,545		4,685	
5 役員退職慰労 引当金		452		528		525	
6 その他	※2	666		481		579	
固定負債合計		21,430	25.8	19,402	23.2	19,607	22.9
負債合計		54,223	65.2	53,767	64.3	55,750	65.1
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		6,740	8.1	6,740	8.1	6,740	7.9
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		6,346		6,346		6,346	
資本剰余金合計		6,346	7.6	6,346	7.6	6,346	7.4
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		830		830		830	
(2) その他利益 剰余金							
別途積立金		10,229		11,829		10,229	
繰越利益 剰余金		1,749		939		2,657	
利益剰余金合計		12,809	15.4	13,599	16.2	13,717	15.9
4 自己株式		△41	△0.0	△43	△0.0	△41	△0.0
株主資本合計		25,854	31.1	26,643	31.9	26,762	31.2
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		3,148	3.7	3,094	3.7	3,127	3.7
2 繰延ヘッジ損益		△20	△0.0	67	0.1	14	0.0
評価・換算差額 等合計		3,127	3.7	3,161	3.8	3,141	3.7
純資産合計		28,982	34.8	29,804	35.7	29,903	34.9
負債純資産合計		83,206	100.0	83,572	100.0	85,654	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 売上高		31,904	100.0	30,177	100.0	70,422	100.0
II 売上原価		23,142	72.5	22,520	74.6	51,343	72.9
売上総利益		8,761	27.5	7,656	25.4	19,078	27.1
III 販売費及び 一般管理費		7,560	23.7	8,031	26.6	15,587	22.1
営業利益又は 営業損失(△)		1,201	3.8	△375	△1.2	3,490	5.0
IV 営業外収益	※1	1,109	3.5	1,249	4.1	1,725	2.4
V 営業外費用	※2	406	1.3	637	2.1	1,087	1.5
経常利益		1,904	6.0	237	0.8	4,128	5.9
VI 特別利益	※3	—	—	138	0.5	—	—
VII 特別損失	※4	83	0.3	179	0.6	402	0.6
税引前中間 (当期)純利益		1,820	5.7	197	0.7	3,725	5.3
法人税、住民税 及び事業税		260		9		1,477	
法人税等調整額		179	439	△209	△200	△318	1,158
中間(当期) 純利益		1,381	4.3	397	1.3	2,566	3.6

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	6,740	6,346	6,346	830	9,529	1,266	11,626	△40	24,672
中間会計期間中の変動額									
別途積立金の積立て(注)					700	△700	—		—
剰余金の配当(注)						△198	△198		△198
中間純利益						1,381	1,381		1,381
自己株式の取得								△1	△1
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)									
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	700	483	1,183	△1	1,182
平成18年9月30日残高(百万円)	6,740	6,346	6,346	830	10,229	1,749	12,809	△41	25,854

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	3,139	—	3,139	27,812
中間会計期間中の変動額				
別途積立金の積立て(注)				—
剰余金の配当(注)				△198
中間純利益				1,381
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	9	△20	△11	△11
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	9	△20	△11	1,170
平成18年9月30日残高(百万円)	3,148	△20	3,127	28,982

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年3月31日残高(百万円)	6,740	6,346	6,346	830	10,229	2,657	13,717	△41	26,762
中間会計期間中の変動額									
別途積立金の積立					1,600	△1,600	—		—
剰余金の配当						△515	△515		△515
中間純利益						397	397		397
自己株式の取得								△1	△1
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)									
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	1,600	△1,717	△117	△1	△118
平成19年9月30日残高(百万円)	6,740	6,346	6,346	830	11,829	939	13,599	△43	26,643

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	3,127	14	3,141	29,903
中間会計期間中の変動額				
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△515
中間純利益				397
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△33	53	20	20
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△33	53	20	△98
平成19年9月30日残高(百万円)	3,094	67	3,161	29,804

前事業年度の株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	6,740	6,346	6,346	830	9,529	1,266	11,626	△40	24,672
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立て(注)					700	△700	—		—
剰余金の配当(注)						△475	△475		△475
当期純利益						2,566	2,566		2,566
自己株式の取得								△1	△1
株主資本以外の項目の事業 期間中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	700	1,390	2,090	△1	2,089
平成19年3月31日残高(百万円)	6,740	6,346	6,346	830	10,229	2,657	13,717	△41	26,762

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	3,139	—	3,139	27,812
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立て(注)				—
剰余金の配当(注)				△475
当期純利益				2,566
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△12	14	1	1
事業年度中の変動額合計 (百万円)	△12	14	1	2,091
平成19年3月31日残高(百万円)	3,127	14	3,141	29,903

(注) 剰余金の配当のうち、△198百万円および別途積立金の積立は、平成18年6月の定時株主総会における利益処分であります。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法 (3) 棚卸資産 製品 規格品は移動平均法による原価法、その他は個別法による原価法 仕掛品 個別法による原価法 材料 最終仕入原価法 貯蔵品 最終仕入原価法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 (2) デリバティブ 同左 (3) 棚卸資産 製品 同左 仕掛品 同左 材料 同左 貯蔵品 同左	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左 (2) デリバティブ 同左 (3) 棚卸資産 製品 同左 仕掛品 同左 材料 同左 貯蔵品 同左

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 7～65年 工具・器具及び備品 2～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づき償却、これ以外の無形固定資産については定額法</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 7～65年 工具・器具及び備品 2～15年</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産(建物を除く)について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ27百万円減少しております。</p> <p>(追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産(建物を除く)については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ39百万円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 7～65年 工具・器具及び備品 2～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員（年俸制対象者を除く。）の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 会計基準変更時差異6,177百万円については、当社保有株式による退職給付信託3,600百万円を設定し、残額(2,577百万円)を15年による按分額で費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 会計基準変更時差異6,177百万円については、当社保有株式による退職給付信託3,600百万円を設定し、残額(2,577百万円)を15年による按分額で費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>同左</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段： 為替予約取引及び金利スワップ取引 ヘッジ対象： 製品輸出に係る外貨建予定取引、長期借入金の利息の一部</p> <p>(3) ヘッジ方針 当社は、企業経営の基本理念である堅実経営に則り、外貨取引のうち、当社に為替変動リスクが帰属する場合において、その為替リスクヘッジのため、実需原則に基づき海外売上計画作成時に為替予約取引を行うものとしております。借入金の金利変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で金利スワップ取引を行なうものとしております。リスクヘッジの手段として為替予約取引及び金利スワップ取引を行うものとしております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段： 同左 ヘッジ対象： 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段： 同左 ヘッジ対象： 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。	(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左	(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
7 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、29,003百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	—	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、29,889百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 <p style="text-align: right;">18,946百万円</p>	※1 有形固定資産の減価償却累計額 <p style="text-align: right;">19,599百万円</p>	※1 有形固定資産の減価償却累計額 <p style="text-align: right;">18,888百万円</p>
※2 担保資産 (1) 担保に供している資産 建物 2,436百万円 有形固定資産(その他) 641 投資有価証券 6,120 <hr/> 計 9,197 上記に対応する債務 短期借入金 5,697百万円 1年内返済予定の長期借入金 860 流動負債(その他) 58 長期借入金 2,545 固定負債(その他) 272 <hr/> 計 9,433 (2) (1)のうち工場財団抵当として担保に供している資産 建物 2,300百万円 有形固定資産(その他) 604 <hr/> 計 2,905 上記に対応する債務 短期借入金 5,247百万円 1年内返済予定の長期借入金 840 長期借入金 815 <hr/> 計 6,902	※2 担保資産 (1) 担保に供している資産 建物 2,257百万円 有形固定資産(その他) 639 投資有価証券 5,430 <hr/> 計 8,327 上記に対応する債務 短期借入金 6,049百万円 1年内返済予定の長期借入金 480 流動負債(その他) 58 長期借入金 2,660 固定負債(その他) 213 <hr/> 計 9,461 (2) (1)のうち工場財団抵当として担保に供している資産 建物 2,128百万円 有形固定資産(その他) 603 <hr/> 計 2,731 上記に対応する債務 短期借入金 5,412百万円 1年内返済予定の長期借入金 360 長期借入金 933 <hr/> 計 6,705	※2 担保資産 (1) 担保に供している資産 建物 2,351百万円 有形固定資産(その他) 639 投資有価証券 5,636 <hr/> 計 8,628 上記に対応する債務 短期借入金 5,792百万円 1年内返済予定の長期借入金 460 流動負債(その他) 58 長期借入金 2,765 固定負債(その他) 272 <hr/> 計 9,349 (2) (1)のうち工場財団抵当として担保に供している資産 建物 2,219百万円 有形固定資産(その他) 603 <hr/> 計 2,822 上記に対応する債務 短期借入金 5,332百万円 1年内返済予定の長期借入金 340 長期借入金 1,145 <hr/> 計 6,817

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
3 偶発債務	3 偶発債務	3 偶発債務
保証債務	保証債務	保証債務
百万円	百万円	百万円
㈱日本レーザーの借入金 90	JEOL USA, INC. の前受金 及び借入金 918	㈱日本レーザーの借入金 135
JEOL USA, INC. の前受金 及び借入金 1,293 (6,712千US\$、502百万円)	(4,767千US\$、368百万円)	JEOL USA, INC. の前受金及び 借入金 1,047 (5,187千US\$、435百万円)
JEOL(U.K.)LTD. の輸入通関 税納付猶予に対する保証 549	JEOL(U.K.)LTD. の輸入通関 税納付猶予に対する保証 284	JEOL(U.K.)LTD. の輸入通関 税納付猶予に対する保証及び 前受金(2,155千Stg. £) 499
及び前受金(2,487千Stg. £)	JEOL(EUROPE)B.V. の事務所 賃借契約保証及び前受金 68	JEOL(EUROPE)B.V. の事務所賃 借契約保証及び前受金 38 (247千EUR)
JEOL(EUROPE)B.V. の事務所 賃借契約保証及び前受金 157	JEOL(SKANDINAVISKA)A.B. の 輸入通関税納付猶予に対する 保証及び前受金 13	JEOL(SKANDINAVISKA)A.B. の 輸入通関税納付猶予に対する 保証及び前受金 109 (7,470千S. Kr)
JEOL(SKANDINAVISKA)A.B. の 輸入通関税納付猶予に対する 保証及び前受金 41	JEOL ASIA PTE. LTD. の前受金 (86千S. \$、153千US\$、678千 RM\$、5百万円) 52	JEOL ASIA PTE. LTD. の前受金 (54千S. \$、143千US\$、583千 RM\$、5百万円) 38
JEOL ASIA PTE. LTD. の前受金 (54千S. \$、47千US\$、443千 RM\$) 11	JEOL(GERMANY)GmbHの前受金 (4,286千EUR、88千US\$) 710	JEOL(GERMANY)GmbHの前受金 (4,213千EUR) 643
JEOL(GERMANY)GmbHの前受金 (1,928千EUR) 288	JEOL DE MEXICO S.A. DE C.V. の前受金(2,739千US\$) 316	JEOL DE MEXICO S.A. DE C.V. の前受金(1,081千US\$) 127
JEOL DE MEXICO S.A. DE C.V. の前受金(1,060千US\$) 125	計 2,363	計 2,640
北京創成技術有限公司の借入 金(4,000千RMB) 59		
計 2,615		
4 手形割引高	4 手形割引高	4 手形割引高
輸出手形割引高 4,073 百万円	輸出手形割引高 5,240 百万円	輸出手形割引高 5,067 百万円
※5 中間期末日満期手形	※5 中間期末日満期手形	※5 期末日満期手形
中間期末日満期手形の会計処 理については、当中間会計期間 の末日は金融機関の休日では したが、満期日に決済が行われ たものとして処理しております。 当中間期末日満期手形の金額 は次のとおりであります。	中間期末日満期手形の会計処 理については、当中間会計期間 の末日は金融機関の休日では したが、満期日に決済が行われ たものとして処理しております。 当中間期末日満期手形の金額 は次のとおりであります。	期末日満期手形の会計処理に ついては、当期の末日は金融機 関の休日でしたが、満期日に決 済が行われたものとして処理し ております。期末日満期手形 の金額は次のとおりであります。
受取手形 300 百万円	受取手形 23 百万円	受取手形 6 百万円
支払手形 30	支払手形 28	支払手形 50
流動負債(その他) 15	流動負債(その他) 1	流動負債(その他) 99
(設備支払手形)	(設備支払手形)	(設備支払手形)

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 営業外収益の主要項目 百万円	※1 営業外収益の主要項目 百万円	※1 営業外収益の主要項目 百万円
受取利息及び 割引料 76	受取利息及び 割引料 97	受取利息及び 割引料 153
受取配当金 725	受取配当金 883	受取配当金 777
システム業務 受託料 93	システム業務 受託料 100	システム業務 受託料 187
受託研究収入 153	受託研究収入 128	保険求償額 13
		受託研究収入 483
※2 営業外費用の主要項目 百万円	※2 営業外費用の主要項目 百万円	※2 営業外費用の主要項目 百万円
支払利息 140	支払利息 190	支払利息 320
売上債権売却損 166	売上債権売却損 182	売上債権売却損 377
	為替差損 175	製品除却損 79
		為替差損 193
※3 _____	※3 特別利益の主要項目 百万円	※3 _____
	固定資産売却益 有形固定資産 (その他) 0	
	投資有価証券売却益 33	
	関係会社株式売却益 105	
※4 特別損失の主要項目 百万円	※4 特別損失の主要項目 百万円	※4 特別損失の主要項目 百万円
固定資産除却損	固定資産除却損	固定資産売却損
建物 2	建物 3	工具・器具及び 備品 0
工具・器具及び 備品 74	工具・器具及び 備品 10	固定資産除却損
有形固定資産 (その他) 6	有形固定資産 (その他) 3	建物 5
無形固定資産 (その他) 0	無形固定資産 (その他) 0	工具・器具及び 備品 126
	投資有価証券評価 損 21	有形固定資産 (その他) 16
	特許補償費用 140	無形固定資産 (その他) 0
5 減価償却実施額 百万円	5 減価償却実施額 百万円	5 減価償却実施額 百万円
有形固定資産 975	有形固定資産 909	有形固定資産 1,943
無形固定資産 52	無形固定資産 55	無形固定資産 104

[次へ](#)

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式(注)	56,690	1,690	—	58,380

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 1,690株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式(注)	58,802	1,943	—	60,745

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 1,943株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)	56,690	2,112	—	58,802

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 2,112株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																				
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具・器具及び備品</td> <td>435</td> <td>306</td> <td>128</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>865</td> <td>722</td> <td>142</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,300</td> <td>1,029</td> <td>271</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>229百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>475</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>140百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>6</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	工具・器具及び備品	435	306	128	ソフトウェア	865	722	142	合計	1,300	1,029	271	1年内	229百万円	1年超	245	合計	475	支払リース料	140百万円	減価償却費相当額	88	支払利息相当額	6	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具・器具及び備品</td> <td>403</td> <td>322</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>626</td> <td>507</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,029</td> <td>830</td> <td>199</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>154百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>332</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>115百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>7</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	工具・器具及び備品	403	322	80	ソフトウェア	626	507	118	合計	1,029	830	199	1年内	154百万円	1年超	178	合計	332	支払リース料	115百万円	減価償却費相当額	73	支払利息相当額	7	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具・器具及び備品</td> <td>418</td> <td>309</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>631</td> <td>489</td> <td>142</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,050</td> <td>798</td> <td>252</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>202百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>425</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>280百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>15</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具・器具及び備品	418	309	109	ソフトウェア	631	489	142	合計	1,050	798	252	1年内	202百万円	1年超	223	合計	425	支払リース料	280百万円	減価償却費相当額	187	支払利息相当額	15
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																			
工具・器具及び備品	435	306	128																																																																																			
ソフトウェア	865	722	142																																																																																			
合計	1,300	1,029	271																																																																																			
1年内	229百万円																																																																																					
1年超	245																																																																																					
合計	475																																																																																					
支払リース料	140百万円																																																																																					
減価償却費相当額	88																																																																																					
支払利息相当額	6																																																																																					
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																			
工具・器具及び備品	403	322	80																																																																																			
ソフトウェア	626	507	118																																																																																			
合計	1,029	830	199																																																																																			
1年内	154百万円																																																																																					
1年超	178																																																																																					
合計	332																																																																																					
支払リース料	115百万円																																																																																					
減価償却費相当額	73																																																																																					
支払利息相当額	7																																																																																					
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																			
工具・器具及び備品	418	309	109																																																																																			
ソフトウェア	631	489	142																																																																																			
合計	1,050	798	252																																																																																			
1年内	202百万円																																																																																					
1年超	223																																																																																					
合計	425																																																																																					
支払リース料	280百万円																																																																																					
減価償却費相当額	187																																																																																					
支払利息相当額	15																																																																																					
2	<p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8</td> </tr> </table>	1年内	3百万円	1年超	4	合計	8	2																																																																														
1年内	3百万円																																																																																					
1年超	4																																																																																					
合計	8																																																																																					

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—————	<p>当社は平成19年11月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について、次のとおり決議いたしました。</p> <p>(1) 自己株式取得の理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため</p> <p>(2) 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>(3) 取得する株式の総数 100万株(上限)</p> <p>(4) 株式の取得価額の総額 5億円(上限)</p> <p>(5) 取得の期間 平成19年11月12日から 平成19年12月28日まで</p>	—————

[前へ](#)

(2) 【その他】

平成19年11月9日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次の通り決議いたしました。

- ① 中間配当による配当金の総額 …………… 396百万円
- ② 1株当たりの金額…………… 5円
- ③ 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成19年12月7日

(注) 平成19年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第60期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成19年6月28日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度 第60期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)有価証券報告書に係る訂正報告書 平成19年10月16日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月12日

日本電子株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 飯 島 誠 一 ⑩

指定社員
業務執行社員

公認会計士 平 野 満 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本電子株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本電子株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月12日

日本電子株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 飯島 誠一 ⑩

指定社員
業務執行社員

公認会計士 平野 満 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本電子株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本電子株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月12日

日本電子株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 飯島 誠一 (印)

指定社員
業務執行社員

公認会計士 平野 満 (印)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本電子株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第60期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本電子株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月12日

日本電子株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 飯島 誠一 ㊞

指定社員
業務執行社員

公認会計士 平野 満 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本電子株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第61期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本電子株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。